2026年6月18日

各　位

会社名　　ノバシステム株式会社
代表者名　　代表取締役社長　芳山　政安
（コード番号：5257　東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役　　福島　将介
（TEL. 06－6479－8100）

「人権方針」の制定に関するお知らせ

当社は、2026年6月18日開催の取締役会において、「人権方針」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

１．背景・経緯

国際的には2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の採択を契機に、企業に対する人権尊重の要請は年々高まっております。国内においても、2020年の政府による行動計画策定、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂、2022年の政府ガイドライン公表、そして2025年の行動計画改訂と、人権尊重への取り組みは経営における重要課題として一層クローズアップされています。

こうした国内外の動向を踏まえ、当社は人権尊重への取り組みを明確化することが重要な経営課題であると判断し、今般、取締役会として方針を制定することといたしました。

２．制定の理由

国連「指導原則」が定める企業の人権尊重責任の第一歩として、当社のコミットメントを対外的に示すとともに、人権尊重への取り組みを経営リスクの低減にとどまらず、持続的な企業価値向上の機会として積極的に活用するためであります。

本方針の制定を起点として人権尊重の取り組みを継続的に推進し、人権が尊重される社会の実現に貢献してまいります。

方針の全文は２ページ目に記載するとともに、当社ホームページにても公開いたします。

以 上

人権方針

１．人権に対する基本的な考え方

ノバシステム株式会社（以下、当社といいます）は、全ての人々の基本的人権について規定した国連の「国際人権章典」、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」をはじめとする人権に関わる国際規範を支持し、尊重します。本方針は、当社がステークホルダーに対する人権尊重の責任を果たすために、経営理念・社内規程等に基づく人権尊重の取り組みを約束するものであります。

２．適用範囲

本方針は、当社の全ての役員と社員に適用されます。また、当社に関わるビジネスパートナー様をはじめとするステークホルダーの皆様に対しても、本方針へのご理解と人権尊重の取り組みへのご協力をお願いするものであります。

３．人権尊重の責任

当社は、どの社員に対しても平等に働く機会を与え、人種、民族、国籍、出身地、社会的身分、社会的出身、性別、婚姻の有無、年齢、言葉、障がいの有無、健康状態、宗教、思想・信条、財産、性的指向・性自認及び職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別やハラスメントを容認しません。また、いかなる形態の強制労働や児童労働も認めません。

当社は、自らの事業活動が直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、他者の人権を尊重し、これを侵害しないよう努めます。また、当社の事業活動により人権への不利益が生じた場合には、是正に向けて適切に対応します。さらに、取引関係者等において人権への不利益が生じているおそれがあり、それが当社の事業と関連している場合には、当該関係者に対し人権尊重への配慮を求めていきます。

４．救済（問題発生時の対処）

当社の事業活動が、直接的か取引関係者等を通じての間接的かを問わず、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合には、関係者との対話及び適切なプロセスを通じてその救済に努めます。

５．教育・研修

当社の全ての役員・社員並びに当社に関わるビジネスパートナーの皆様が、本方針への理解を深めることができるよう、必要に応じて情報の提供及び教育・研修の実施に努めます。

６．情報開示

定期的に人権に関する取り組み状況について、適宜ホームページ等を通じて情報発信に努めます。

制定：2026 年 6 月 18 日
ノバシステム株式会社
代表取締役社長　芳山政安